

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和2年11月27日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### Ⅰ 旧軍港市転換法に対する認識と横須賀の将来像について

1950年施行の旧軍港市転換法（以下「軍転法」）が今年で70周年を迎えた。

三浦半島の小さな漁村であった私たちの地域は1865年江戸幕府によるくわ入れから、製鉄所を造り上げ「軍都」の歴史を歩み出した。しかし、敗戦直後44万人とも言われていた人口が同年11月の人口調査では20万2千人へと一気に半分以下となり、まちの再生のために当時の市長と市民は、住民投票で特別法である軍転法を勝ち取り歩んできた。

- (1) 市長は当時の市長と市民のまちづくりの思いをどのように引き継いでいるのか。軍転法はもう古い、役目は終わったという方に対してどのようなお考えをお持ちか。軍転法を横須賀市の市是であるとお思いか、併せて伺う。
- (2) 横須賀市を「軍都」だと捉えているか。「基地のまち」との認識はいかがか。
- (3) 私は現行の基本構想・基本計画の中にある「可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合」を、現在策定中の次期基本構想・基本計画にもしっかりとうたっていくことは必要

と考える。市長のお考えを伺う。

- (4) 軍転法は国有財産を無償または安価に市に移行させるという  
手続論の側面はもちろんのこと、「平和産業港湾都市」という横  
須賀の将来像を描いた理念にこそ眼目があると思う。市長が1  
期目の4年間を半年後に終了し、2期目に挑戦し、本腰を入れ  
てこのまちのために全力を尽くしていこうとお考えであるなら  
ば、私は「平和産業港湾都市」のためにどのように仕事をされ  
ていくおつもりなのか、しっかりと伺っておかなければならな  
い。まず、2期目への挑戦のお考えを伺う。その上で、「平和産  
業港湾都市」の実現へのお気持ちを伺う。

## 2 上地市政3年半の行政計画における決定過程の透明性並びに利害関係者への説明及び合意形成について

市長就任以降の行政計画を振り返ると、うわまち病院移転建て替  
え、職員厚生会館リノベーション、「平和モニュメント」解体撤去、  
小動物火葬施設廃止（その後、長寿命化へ）、新港埠頭へのフェリ  
ー就航、どの案件にも共通するのは、「突然」であり、「事前説明な  
し」だ。いつ、誰が、どのように決めたのかよく見えない、案件の  
利害関係者にはお知らせ、打診、相談がない、もしくは極めて希薄  
な情報しか伝わっていない。これではスムーズに物事が進むわけが  
ないのではないか。

- (1) 行政計画における決定過程の透明性並びに利害関係者への説  
明及び合意形成の必要性について市長のお考えを示されたい。
- (2) 合意形成のプロセス自体が行政と市民のまちづくりの意識を  
醸成するよい機会であると考えますが、市長はいかがお考えか。

## 3 福祉援護センターかがみ田苑の指定管理について

9月定例議会でねぎしかずこ議員が質問したとおり我が団とし  
て注視している、福祉援護センターかがみ田苑には指導監査課が3  
回にわたって実地指導に入り、4回目も行われると聴いている。か  
がみ田苑は今年度から社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団が  
5年間の指定管理を行っているが、選考の際に提出した計画書のと

おり管理運営を行っていないという疑いが浮上してきている。

- (1) 指定管理者事業計画書のとおり管理運営を行っておらず、現在も改善されないままであることは、指定管理者制度における協定違反に該当すると思われる。直ちに是正指導し、是正が行われるまでしっかりチェックするべきだ。市長の御所見を伺う。
- (2) 社会福祉事業団を指定管理者として指定するに当たり、指定管理料は人材を確保し、運営していく上で適正な額であったのか、利用者の平準的在籍と経営の安定化は担保されていたのか、市と指定管理者になれ合い体質はなかったのか、そもそも福祉援護センターの指定管理者制度導入は妥当だったのか、さらには他の施設においてはどうなのか、今回の実地指導を機に、これら大本の問題をえぐり出していく必要があるのではないか。大所、高所に立った市長の御所見を伺う。

#### 4 「建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例」の実効性について

9月定例議会の都市整備常任委員会に田戸台の旧地方裁判所等の解体工事を巡っての陳情が提出された。現地は今も解体工事がストップしたままとなっている。本市のアスベスト対応の指針ともなっているこの条例が本当に生かされているのか、制定してそれで終わりではなく、条例に磨きをかけ、条例を補完する取組も必要ではないか。

- (1) アスベストに対する基本認識、本市の現状課題について伺う。
- (2) 市民、事業者、関係課職員への啓発のため、定期的にアスベスト問題について講演会、学習会等を行ってはいかがか。
- (3) アスベスト問題は大気汚染防止法の観点からは環境政策部が、解体工事の観点からは都市部が、健康被害の観点からは健康部が、地震被害、瓦礫処理の観点からは市民部など複数の部局にまたがっている。問題点、課題を整理し常にアップデートするために関係部局の横の連携のための会議を定期的に行ってはいかがか。
- (4) 教育現場においてもアスベストについて学ぶ機会が必要と思

うが、現状をどう捉え、今後どのようにしていくのかについて、教育長のお考えを伺う。

## 5 ジェンダー平等の観点からの「選択的夫婦別姓」の認識について

国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たって、全国から5,600件ものパブリックコメントが寄せられた。先日の参議院予算委員会の担当大臣の答弁では「反対の人はいなかった」とのことだ。「女性活躍社会」と言いながら、不利益を被る女性がいるということは、ジェンダー平等からは程遠いと言わざるを得ない。

- (1) 「選択的夫婦別姓」がジェンダー平等のためにも早く実現されることがよいと考えるが、市長はどのような御認識をお持ちか。

## 6 オンライン学習・GIGAスクール構想における児童生徒の身体的ケアについて

- (1) パソコンを一斉に無線で操作した際に教室内に電磁波が飛び交い、児童生徒の身体への影響は大丈夫なのか、そういった懸念の声があるのも事実だ。教育長はこの点についてどのような御所見をお持ちか。また、何か対策をお考えか、併せて伺う。